

# 多賀城市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

## 1 見直しの考え方

子ども・子育て支援事業計画(以下「計画」という。)については、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本指針」(平成二十六年内閣府告示第百五十九号)において、計画の教育・保育施設等の量の見込みと支給認定者数実績が大きく乖離している場合には、原則として見直しが必要とされています。

また、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについても、必要に応じて見直しを行うこととされました。

## 2 見直しの基準

教育・保育施設等の見直しの必要性を判断する「大きく乖離している場合」に該当するかは次の(1)から(3)を基準とし、市町村が判断することとされました。

地域子ども・子育て支援事業の見直しの必要性を判断する具体的な基準は示されていません。

(1) 平成28年4月1日時点の支給認定区分ごとの認定者実績が、計画の量の見込みと10%以上かい離がある場合

(2) 平成29年度末以降にも引き続き受け皿の整備を行わなければ、待機児童の発生が見込まれる場合

(3) 既に目標値を超えて整備を行った場合

上記に該当しない場合でも、市町村の判断により、見直しできる。

## 3 乖離の状況等

(単位:人)

人口	H28		
	計画値	実績	乖離率
0-5歳	3,380	3,539	4.70%
0-17歳	10,588	10,803	2.03%

教育・保育施設	H28		
	計画値	実績	乖離率
1号認定	1,121	1,029	▲ 8.21%
2号認定	491	586	19.35%
3号認定(0歳)	184	97	▲ 47.28%
3号認定(1・2歳)	535	470	▲ 12.15%

地域子ども・子育て支援事業	H28		
	計画値	実績	乖離率
延長保育事業	508	379	▲ 25.39%
一時預かり事業(幼稚園)	43,364	30,379	▲ 29.94%
一時預かり事業(保育施設)	4,461	3,699	▲ 17.08%
病児保育事業	443	53	▲ 88.04%
放課後児童健全育成事業(低学年)	426	429	0.70%
放課後児童健全育成事業(高学年)	187	0	▲ 100.00%
利用者支援事業	2	1	▲ 50.00%
地域子育て支援拠点事業	45,173	43,449	▲ 3.82%
ファミリーサポートセンター事業	3,474	2,111	▲ 39.23%
子育て短期支援事業(ショートステイ)	11	0	▲ 100.00%
乳児家庭全戸訪問事業	551	553	0.36%
養育支援訪問事業	42	49	16.67%
妊婦健康診査事業	6,739	7,036	4.41%

## 4 結論

基準日とされた平成28年4月1日時点では、計画値と実績で10%以上の乖離が生じている事業がありますが、そのほとんどが計画値を実績が下回っているため、実績に合わせて計画の見直しを行うと、計画を下方修正することとなり、計画の数字上、これ以上保育所等の整備が不要となります。

本市においては、保育の需要が年々高まっており、待機児童がまだまだ生じています。計画年度が進むごとに実績が計画値に近づいており、基準日時点での実績だけを見て計画を下方修正することは時期尚早であること、計画の見直しを行うとした場合、必要な保育所整備等が行えないなどの不都合が生じることから、今回の中間見直しは行わないこととします。